

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和六年三月一日(号外第四十六号)国土交通省告示第百三十六号(海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法関係告示の整備に関する告示)

(印刷誤り)

七六上 終りから 七 船塩船 船舶

平成十四年二月八日海上保安庁告示第三十七号(航路標識に関する件)

(原稿誤り)

九四 一〇 第一区内 第一区

平成十四年四月一日(号外第六十七号)海上保安庁告示第百五号(航路標識に関する件)

(原稿誤り)

二一二 終りから 三内 第一区

三 二 北東 北北東

平成十九年十一月二日(号外第二百五十三号)海上保安庁告示第二百七十六号(航路標識に関する件)

(原稿誤り)

一三一 終りから 一 北東 北北東